

## 瑞浪市空き家・空き地バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瑞浪市における空き家及び空き地の有効活用を通して、定住人口の増加、地域の活性化及び地域コミュニティの維持への寄与を図り、魅力あふれるまちづくりに貢献することを目的に、空き家・空き地バンクを設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人又は法人が所有する居宅、店舗、工場、事務所及び倉庫のうち、現に活用していない（近く活用しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、民間事業者による賃貸、売買等を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 空き地 個人又は法人が現に活用していない（近く活用しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する宅地、農地及び雑種地をいう。ただし、民間事業者による賃貸、売買等を目的とする土地を除く。
- (3) 所有者等 空き家及び空き地に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者 市内へ定住、地域の活性化等を目的として、空き家及び空き地の利用を希望する者をいう。
- (5) 協力事業者 公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部に加盟し、空き家及び空き地における媒介業務に関する協定を市と締結した、市内に事業所を置く事業者をいう。
- (6) 空き家・空き地バンク 空き家及び空き地の売買、賃貸等を希望する所有者等からの申込みにより、空き家及び空き地の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、又は提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家及び空き地の取引を妨げるものではない。

(登録の申込み等)

第4条 空き家及び空き地に関する情報を登録しようとする所有者等は、空き家・空き地バンク物件登録申込書（様式第1号）に瑞浪市空き家・空き地バンク登録カード（空き家用）（様式第2号の1）又は瑞浪市空き家・空き地バンク登録カード（空き地用）（様式第2号の2）（以下「登録カード」という。）を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する登録の申込みがあったときは、協力事業者に対し、現地調査等の登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による調査の結果及び登録カードの内容等について、登録することが適当であると認めた場合は、当該物件を空き家・空き地バンクに登録するものとし、空き家・空き地バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該所有者等に通知するものとする。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家・空き地バンクに登録しないものとし、空き家・空き地バンク登録不可通知書（様式第4号）により当該所有者等に通知するものとする。

- (1) 第2項の規定による調査の結果及び登録カードの内容等について、登録することが適当でないと市長が認めたとき。
  - (2) 当該所有者等に市税等の滞納があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。
- 5 空き家・空き地バンクに登録された空き家及び空き地の維持管理は、所有者等が責任をもって行うこととする。
- (登録事項の変更の届出)
- 第5条 前条第3項の規定により登録を完了した所有者等(以下「登録所有者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家・空き地バンク登録事項変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- (登録の抹消等)
- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家及び空き地に係る登録情報を空き家・空き地バンクから抹消するものとする。
- (1) 登録物件の売買及び賃貸借等の契約が締結されたとき。
  - (2) 登録所有者から空き家・空き地バンク登録抹消届出書(様式第6号)の提出があったとき。
  - (3) 空き家・空き地バンクの登録内容に虚偽があったとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、空き家・空き地バンクから登録情報を抹消したときは、空き家・空き地バンク登録抹消通知書(様式第7号)により当該登録所有者に通知するものとする。ただし、前項第1号に該当するときは、通知しない。
- (物件情報の公開)
- 第7条 市長は、空き家及び空き地の登録情報を市のホームページ等に掲載し、周知するものとする。
- 2 市長は、利用希望者に対して登録カードに記載された事項のうち、必要な事項を公開するものとする。
- (利用の申込み等)
- 第8条 空き家・空き地バンクに登録された物件を希望する利用希望者は、空き家・空き地バンク利用申込書(様式第8号)を、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、協力事業者に対して利用の申込みがあったことを通知するものとする。
- 3 協力事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに登録所有者と利用希望者との交渉を開始するものとする。
- (利用希望者の要件)
- 第9条 利用希望者が、空き家・空き地バンクに登録のある物件のうち、居宅又は居宅用地として物件を利用するときは、その物件に定住することとし、かつ、自治会に加入するよう努めるものとする。
- 2 利用希望者が、空き家・空き地バンクに登録のある物件のうち、店舗、工場、事務所及び倉庫又はその用地として物件を利用するときは、地域の活性化等に努めるものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、空き家・空き地バンクの利用をすることができない。
- (1) その物件を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合

(2) 瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有している者が利用するおそれがあると認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた場合  
（自治会の長への情報提供及び地域情報の公開）

第10条 市長は、空き家及び空き地を空き家・空き地バンクに登録したときは、当該空き家及び空き地の所在する自治会の長に対して、その旨の情報を提供することができるものとする。

2 前項の情報を受けた自治会の長は、登録物件の情報と併せて地域に関する情報を空き家・空き地バンクに公開することができるものとする。

3 市長は、利用希望者より空き家・空き地バンク利用申込書の提出があった場合は、その物件のある自治会の長にその旨の情報を提供することができるものとする。

4 自治会の長は、利用希望者に対し、地域に定住するための説明会や交流会等を開催することができるものとする。

（登録所有者と利用希望者の交渉等）

第11条 市長は、必要に応じて利用希望者及び協力事業者に対して、登録された情報を提供することができるものとする。

2 市長は、登録所有者と利用希望者との空き家及び空き地に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

3 交渉及び契約等に関する一切のトラブル等については、登録所有者、利用希望者及び協力事業者にて解決するものとする。

4 協力事業者は、登録所有者及び利用希望者との交渉及び契約等の媒介業務を行った場合は、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日告示第40号）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の第4条の規定により登録されている物件は、改正後の第4条の規定により登録された物件とみなす。